

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）	（第一条関係）	1
二 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）	（第二条関係）	61
三 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	（附則第十二条関係）	
四 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	（附則第十四条関係）	97
五 登録免許税法	（附則第十五条関係）	94
六 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（附則第十六条関係）	99
七 地価税法（平成三年法律第六十九号）	（附則第十七条関係）	98
八 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）		
九 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）	（附則第十八条関係）	
十 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）	（附則第十九条関係）	102
十一 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第一百六号）	（附則第二十条関係）	
十二 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）	（附則第二十二条関係）	104
111	109	106

十三 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）

（附則第二一十三条関係）

十四 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）

（附則第二十四条関係）

十五 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）

（附則第二十五条関係）

十六 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）

（附則第二十六条関係）

十七 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

（平成二十二年法律第六十七号）

（附則第二十七条関係）

十八 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）

（附則第三十条関係）

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行
目次		
第一 章	總則（第一条・第二条）	第一 章 總則（第一条・第三条）
第二 章	卸売市場に関する基本方針（第三条）	第二 章 卸売市場整備基本方針等（第四条—第六条）
第三 章	中央卸売市場（第四条—第十二条）	第三 章 中央卸売市場
第四 章	地方卸売市場（第十三条—第十五条）	第一 節 開設（第七条—第十四条）
第五 章	雜則（第十六条・第十七条）	第二 節 卸売業者等（第十五条—第三十三条）
第六 章	罰則（第十八条・第十九条）	第三 節 売買取引（第三十四条—第四十七条）
附 則		第四 節 監督（第四十八条—第五十一条）
附 則		第五 節 雜則（第五十二条—第五十四条）
第七 章	地方卸売市場	第一 節 開設及び卸売の業務についての許可（第五十五条—第六十条）
第七 章	罰則（第七十七条—第八十三条）	第二 節 業務についての規制及び監督（第六十一条—第六十六条）
		第三 節 雜則（第六十七条规定）
		第五 章 都道府県卸売市場審議会（第七十条・第七十一条）
		第六 章 雜則（第七十二条—第七十六条）

(目的)

第一条 この法律は、卸売市場が食品等の流通（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。）において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 （略）

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいう。

(目的)

第一条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 （略）

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。

4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

5 この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

(新設)

(削る。)

4 この法律において「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。

第三条 中央卸売市場又は地方卸売市場の名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いなければならぬ。

2 卸売市場であつて中央卸売市場又は地方卸売市場でないものの名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いてはならない。

(名称の制限)

第二章 卸売市場に関する基本方針

第三条 農林水産大臣は、卸売市場に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項
- 二 卸売市場の施設に関する基本的な事項
- 三 その他卸売市場に関する重要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

第二章 卸売市場整備基本方針等

(卸売市場整備基本方針)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針（以下「卸売市場整備基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

1 生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標

4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公示するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

二 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

四 卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受け、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）又は仲卸しの業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標

五 その他卸売市場の整備に関する重要な事項

3 前項第一号の目標を定めるに当たつては、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しなければならない。

4 農林水産大臣は、卸売市場整備基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、卸売市場整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

6 前二項の規定は、卸売市場整備基本方針の変更について準用する。

（中央卸売市場整備計画）

第五条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場

の整備を図るための計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）を定めなければならない。

2 | 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならぬ。

- 1 | 一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称
 - 2 | 二 その取扱品目の適正化若しくはその施設の改善を図ること又はその運営の広域化若しくは地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の名称
 - 3 | 三 取扱品目の設定又は変更に関する事項
 - 4 | 四 施設の改良、造成、取得又は管理に関する事項
 - 5 | 五 その他中央卸売市場の整備を図るために必要な事項
- 3 | 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。
- 4 | 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 5 | 前三項の規定は、中央卸売市場整備計画の変更について準用する。

（都道府県卸売市場整備計画）

第六条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県における卸売市場の整備を図るための計画（以下「都道府県卸売市場整備計画」という。）を定めることができる。

都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

- 一 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に応ずる卸売市場の適正な配置の方針
- 二 その区域における生鮮食料品等の流通事情に応ずる近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

3 | 都道府県は、都道府県卸売市場整備計画を定めようとするときは、当該都道府県の区域内の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に協議しなければならない。

4 | 都道府県は、都道府県卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

5 | 前三項の規定は、都道府県卸売市場整備計画の変更について準用する。

(削る。)

(開設区域)

第七条 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市及びその周辺の地域であつて、その区域内における生鮮食料品等の流通事情に照らし、その区域を一体として生鮮食料品等の流通の円滑化を図る必要があると認められる一定の区域を、中央卸売市場開設区域（以下この章において「開設区域」という。）として指定することができる。

2 農林水産大臣は、開設区域を指定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、開設区域の変更について準用する。

(開設の認可)

第八条 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体は、農林水産大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設することができる。

- 一 都道府県又は政令で定める数以上の人口を有する市で、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの
- 二 中央卸売市場の開設に関する事務を処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合で前号に掲げる都道府県又は市の1以上が加入し、かつ、当該開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するも

の

(認可の申請)

(削る。)

第九条	前条第一号又は第二号に該当する地方公共団体は、同条の認可を受けようとするときは、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。
2	前項の業務規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
一	中央卸売市場の位置及び面積
二	取扱品目
三	開場の期日及び時間
四	卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法（委託手数料に関する事項にあつては、農林水産省令で定めるもの）
五	卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
六	卸売の業務を行う者に関する事項
七	卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項（この章において業務規程で定めるべきものとされた事項に限る。）
八	施設の使用料
3	第一項の事業計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 一 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の見込み 二 施設の種類、規模、配置及び構造 三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画

(認可の基準)

(削る。)

第十条 農林水産大臣は、第八条の認可の申請が次の各号に掲げる基準に適合する場合でなければ、同条の認可をしてはならない。

一 当該申請に係る中央卸売市場の開設が中央卸売市場整備計画に適合するものであること。

二 当該申請に係る中央卸売市場がその開設区域における生鮮食料品等の卸売の中核的拠点として適切な場所に開設され、かつ、相当の規模の施設を有すること。

三 業務規程の内容が法令に違反せず、かつ、業務規程に規定する前条第二項第三号から第八号までに掲げる事項が中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保する見地からみて適切に定められていること。

四 事業計画が適切で、かつ、その遂行が確実と認められること。

(業務規程に規定する事項等の変更)

第十一条 第八条の認可を受けた地方公共団体（以下この章において「開設者」という。）は、第九条第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第二号に掲げる事項の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 開設者は、第九条第二項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に係る前項の認可の申請をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより選定した卸売業者（第十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下この章において同じ。）、仲卸業者（第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者の意見を聴かなければ

ならない。ただし、第十三条の二第一項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

3 | 前条の規定は、第一項の認可について準用する。

(開設の促進等の勧告)

第十二条 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、中央卸売市場整備計画で定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体又は当該都市の周辺の地域を管轄する地方公共団体に対し、中央卸売市場の開設を促進し、一体として中央卸売市場を開設し、又は開設される中央卸売市場の位置、規模等について調整を図るべき旨の勧告をすることができる。

(中央卸売市場開設運営協議会)

第十三条 第八条第一号若しくは第一号に該当する地方公共団体又は開設者は、中央卸売市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、条例で、中央卸売市場開設運営協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 | 協議会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会を設置する前項の地方公共団体又は開設者が委嘱する。この場合において、当該地方公共団体又は開設者は、当該中央卸売市場に係る開設区域の全部又は一部を管轄する他の地方公共団体と協議して、当該他の地方公共団体の代表者又は職員を協議会の委員に委嘱することができる。

(削る。)

(削る。)

3 | 前二項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会を設置する第一項の地方公共団体又は開設者が条例で定める。

（市場取引委員会）

第十三条の二 開設者は、中央卸売市場における売買取引に關し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会（以下この条において「委員会」という。）を置くことができる。

2 | 委員会は、業務規程の変更（第九条第二項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に限る。）に關し、及び当該中央卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。

3 | 委員会の委員は、卸売業者、仲卸業者、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。

4 | 前三項に規定するもののはか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

（開設者の地位の承継）

（削る。）

第十三条の三 次の各号のいづれかに該当する地方公共団体であつて、現に開設されている中央卸売市場（中央卸売市場整備計画で定められた運営の広域化を推進することが必要と認められるものに限る。）の開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、中央卸売市場の開設者となるうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて、当該中央卸売市場の

開設者の地位を承継することができる。

- 一 都道府県で、現に開設されている中央卸売市場の開設区域の全部を管轄するもの

二 中央卸売市場の開設に関する事務を処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合で、現に開設されている中央卸売市場の開設者である地方公共団体（当該開設者が第八条第二号に規定する一部事務組合又は広域連合である場合にあつては、これらを組織する地方公共団体）が加入し、かつ、当該中央卸売市場の開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

3 | 前項の規定による地位の承継があつたときは、当該中央卸売市場に係る従前の開設者に対する第八条の認可是、その効力を失う。
3 | 第九条及び第十条（同条第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の認可について準用する。

（開設者の地位の承継の効果）

第十三条の四 前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場（以下この条において「新卸売市場」という。）に係る業務規程（以下この条において「新業務規程」という。）が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場（以下この条において「旧卸売市場」という。）の卸売業者（以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

（削る。）

一 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。

二 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回つていないこと。

3 | 新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の仲卸業者（以下この条において「旧卸売市場仲卸業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における仲卸しの業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場仲卸業者についての第三十三条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。

二 新業務規程で新卸売市場において仲卸しの業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場仲卸業者の数を下回つていないこと。

3 | 前条第一項の規定による地位の承継前に、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、農林水産大臣が旧卸売市場卸売業者に対してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が農林水産大臣に対してした手続その他の行為は、農林水産大臣が第一項の規定により第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者に對してした処分、手續その他の行為又は第一項の規定により第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者が農林水産大臣に対し

てした手続その他の行為とみなす。

(地方卸売市場への転換)

(削る。)

第十三条の五 中央卸売市場整備計画で定められた地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の開設者又は当該開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、地方卸売市場を開設しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けて、当該中央卸売市場を地方卸売市場に転換することができる。

2 前項の許可を受けた者は、第五十五条の許可を受けたものとみなす。

3 第一項の規定による転換があつたときは、当該中央卸売市場に係る第八条の認可是、その効力を失う。

4 第五十六条及び第五十七条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(地方卸売市場への転換の効果)

(削る。)

第十三条の六 前条第一項の規定による転換後的地方卸売市場に係る業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が同項の規定による転換前の中卸市場の卸売業者についての第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいる場合には、当該卸売業者は、当該中央卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業

務を行う者として第五十八条第一項の許可を受けたものとみなす。

(廃止の認可)

- 第十四条 開設者は、中央卸売市場を廃止しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
2 農林水産大臣は、中央卸売市場の廃止によつて一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがないと認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

第二節 卸売業者等

(卸売業務の許可)

- 第十五条 中央卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、農林水産省令で定める市場（以下この章において単に「市場」という。）及び農林水産省令で定める取扱品目の部類（以下この章において単に「取扱品目の部類」という。）ごとに行なう。

(許可の申請)

- 第十六条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
二 資本金又は出資の額及び役員の氏名

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

三 前条第一項の許可を受けて卸売の業務を行おうとする市場及び取扱品目

2 開設者は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、その申請書を農林水産大臣に進達しなければならない。この場合において、当該開設者は、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付すことができる。

3 第一項の申請書には、農林水産省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第十七条 農林水産大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、この法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。
- 三 申請者が、第四十九条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。
- 四 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

(削る。)

ハ 第四十九条第二項第二号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの

二 第四十九条第二項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その处分の日から起算して三年を経過しないもの

五 申請者が中央卸売市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき。

六 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の取扱品目の部類について第十五条第一項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあつては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つているとき。

七 業務規程で中央卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、その許可をすることによつて卸売業者の数が当該最高限度を超えることとなるとき。

2 農林水産大臣は、第十五条第一項の許可の申請をした者が第二十五条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるときは、第十五条第一項の許可をしないことができる。

3 第一項第六号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額

を控除して得た額とし、農林水産省令で定めるところにより計算するものとする。

(処分の手続)

第十八条 農林水産大臣は、第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分をしようとするときは、開設者の意見を尊重しなければならない。

(削る。)

(純資産額)

第十九条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、中央卸売市場の業務の規模、卸売の業務を行なう者の数の最高限度その他的事情を考慮して、農林水産大臣が定める。

2 農林水産大臣は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類が二以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つていることが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、中央卸売市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による処分の日から起算して六月以内に、当該処分を受けた者から農林水産省令で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の規定による処分をした場合において、

その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があつても農林水産大臣がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に二以上の申出があつたときは、その申出のすべてについて農林水産大臣が相当と認めることができないとき）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。

5 | 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

6 | 第十七条第三項の規定は、第二項及び第三項の純資産額について準用する。

（純資産額の報告等）

第二十条 鈑賣業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎年二回、農林水産大臣に対し、その純資産額を報告しなければならない。

2 | 鈑賣業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が定める期間ごとに、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定める財産の状況を記載した書類を提出しなければならない。

3 | 第十七条第三項の規定は、第一項の純資産額について準用する。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第二十一条 鈑賣業者が事業（中央鈑賣市場における鈑賣の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて農林水産大臣の認可を受けたときは、譲受人は、鈑賣業者の地位を承継する。

（削る。）

（削る。）

卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（中央卸売市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について農林水産大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 | 第一項又は前項の認可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、開設者を経由して申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

4 | 第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項の申請書」とあるのは「第二十一条第三項の申請書」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人」と、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「第二十一条第三項の申請書」と、第十七条第一項中「第十五条第一項の許可の申請」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人」とある。同条第一項の許可の申請をした者」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸

売の業務を承継する法人」と、「第十五条第一項の許可を」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可を」と、第十八条中「第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第二十一條第一項若しくは第二項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替えるものとする。

(削る。)

(削る。)

第二十二条及び第二十三条 削除

(名称変更等の届出)

第二十四条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を開設者を経由して農林水産大臣に届け出なければならぬ。

- 一 第十五条第一項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 二 第十五条第一項の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。
- 三 第十六条第一項第一号又は第一号に掲げる事項に変更があつたとき。

(許可の取消し)

(削る。)

第二十五条 農林水産大臣は、卸売業者が第十七条第一項第二号又は第四号のいずれかに規定する者に該当することとなつたときは、第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。
2 農林水産大臣は、卸売業者が次の各号の一に該当するときは、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。
一 正当な理由がないのに第十五条第一項の許可の通知を受けた日

から起算して一月以内に中央卸売市場における卸売の業務を開始しないとき。

二 正当な理由がないのに引き続き一月以上中央卸売市場における卸売の業務を休止したとき。

3 第十九条第五項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

(卸売業者の保証金)

第二十六条 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、第五条第一項の許可に係る市場及び取扱品目の部類ごとに、開設者に保証金を預託した後でなければ、中央卸売市場における卸売の業務を開始してはならない。

2 前項の保証金は、農林水産省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他農林水産省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

3 開設者は、中央卸売市場につき卸売業者から收受する使用料、保管料及び手数料に関し、当該卸売業者が預託した第一項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

4 卸売業者に対して中央卸売市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に關し、当該卸売業者が預託した第一項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

5 第三項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。

(削る。)

(事業年度)

第二十七条 卸売業者の事業年度は、四月から翌年三月まで又は四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。

(削る。)

(事業報告書の提出)

第二十八条 卸売業者は、事業年度ごとに、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内にこれを開設者を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(事業報告書の写しの備付け及び閲覧)

第二十九条 卸売業者は、前条の規定による提出を行つたときは、速やかに、同条の事業報告書（農林水産省令で定める部分に限る。）の写しを作成し、農林水産省令で定める期間、主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 卸売業者は、当該卸売業者に対して中央卸売市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(帳簿の区分経理)

第三十条 卸売業者は、中央卸売市場における取引について、農林水産省令で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第三十一条及び第三十二条 削除

(仲卸業務の許可)

第三十三条 中央卸売市場における仲卸しの業務は、開設者の許可を受けた者でなければ、行つてはならない。

2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行なう。

3 開設者は、次項の規定により仲卸しの業務を行なう者を置かない旨の定めをした市場及び取扱品目の部類を除き、市場及び取扱品目の部類ごとに、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者の許可の基準、数の最高限度、保証金その他農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

4 開設者は、市場の業務の規模、取扱品目の性質、取引の状況等に照らし、市場及び取扱品目の全部又は一部について仲卸しの業務を行なう者を置く必要がないと認めるときは、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者を置かない市場及び取扱品目の部類を定めることができる。

第三節 売買取引

(売買取引の原則)

第三十四条 中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第三十五条 卸売業者は、中央卸売市場において行う卸売については

、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

一 セリ売又は入札の方法によることが適當である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの セリ売又は入札の方法

二 每日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてセリ売又は入札の方法によることが適當である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの 每日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはセリ売又は入札の方法、それ以外の部分についてはセリ売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一）の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

三 前二号以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの セリ売若しくは入札の方法又は相対取引

2 | 前項第一号及び第二号に掲げる生鮮食料品等（同項第二号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がセリ売又は入札の方法によることが著しく不適當と認めたときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとする。

3 | 第一項第二号及び第三号に掲げる生鮮食料品等については、当該市場における入荷量が一時的に著しく減少したときその他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、同項の規定にかかわらず

、せり売又は入札の方法によらなければならない。

4 | 開設者は、第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

5 | 第十一条第二項の規定は、開設者が第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更するときについて準用する。

（差別的取扱いの禁止等）

第三十六条 鉗売業者は、中央鉗売市場における鉗売の業務に関し、出荷者又は仲鉗業者若しくは売買参加者（中央鉗売市場において鉗売業者から鉗売を受けることにつき市場及び取扱品目の部類ごとに業務規程で定めるところにより開設者の承認を受けた者をいう。以下同じ。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 | 鉗売業者は、第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について中央鉗売市場における鉗売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

（鉗売の相手方の制限）

第三十七条 鉗売業者は、中央鉗売市場における鉗売の業務については、仲鉗業者及び売買参加者（その鉗売業者の当該鉗売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について第三十三条第一項の許可を受けた仲鉗業者並びに当該同一の市場及び取扱品目の部類について前条第一項に規定する承認を受けた売買参加者に限る。以下この条において同じ。）以外の者に対して鉗売をしてはならない。ただし、当該市場における入荷量が著しく多

（削る。）

（削る。）

く残品を生ずるおそれがある場合その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不當に制限することとなるないと認めたときは、この限りでない。

(削る。)

第三十八条 削除

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第三十九条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所（農林水産省令で定める特別の事情がある場合において、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が当該開設区域の周辺の地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含む。）にある生鮮食料品等の卸売をするとき。

二 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすること又は電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要でありかつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

(削る。)

第四十条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買い受けてはならない。

第四十一条 削除

(受託契約約款)

第四十二条 卸売業者は、業務規程で定めるところにより、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、開設者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 開設者は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、当該受託契約約款を農林水産大臣に届け出なければならない。

(せり人の登録)

第四十三条 卸売業者が中央卸売市場において行なう卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が開設者の行なう登録を受けている者でなければならない。

2 開設者は、農林水産省令で定める基準に従い、業務規程において前項の登録に係るせり人の資格その他当該登録に関し必要な事項を定め、その登録を行なわなければならない。

(削る。)

(削る。)

売の公正を害し又は害するおそれがある行為をしたときは、業務規程で定めるところにより、その者に係る同項の登録を取り消し、又はその者が中央卸売市場における卸売のせりを行なうことを制限しなければならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第四十四条 仲卸業者は、第三十三条第一項の許可を受けて仲卸しの業務を行う中央卸売市場における業務については、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合であつて、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、開設者が当該中央卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めたときは、この限りでない。

一 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをすること。

二 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

(決済の確保)

第四十四条の二 中央卸売市場における売買取引（卸売のための販売の委託の引受けを含む。）を行う者の決済は、支払期日、支払方法その他の決済の方法であつて業務規程で定めるものによりしなければならない。

(削る。)

(削る。)

(売買取引の制限)

(削る。)

第四十五条 開設者は、中央卸売市場における売買取引において、不正な行為が行なわれ、又は不当な価格が形成されていると認めるとときは、業務規程で定めるところにより、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に対し、当該中央卸売市場における売買取引（卸売業者については、当該中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けを含む。）の制限をすることができる。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第四十六条 開設者は、中央卸売市場の各市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要な品目の卸売予定数量その他農林水産省令で定める事項を当該各市場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 開設者は、前項の生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格を、すみやかに公表しなければならない。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第四十七条 卸売業者は、前条第一項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が開始される時までに、農林水産省令で定める区分ごとにその日の主要な品目の卸売予定数量その他農林水産省令で定める事項を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が終了した後速やかに、農林水産省令で定

める区分ごとに毎日の卸売の数量、価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

(削る。)

第四節 監督

(中央卸売市場の認定)

第四条 卸売市場（その施設の規模が一定の規模以上であることその他他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。）であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を添付しなければならない。

(新設)

業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

- 二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が当該卸売市場における業務に遵守すべき事項
- 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。
- 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
- 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
- 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。
- イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に對して、不當に差別的な取扱いをしないこと。
- ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。
- ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。
- 四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところ

により公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法

、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	二 差別的取扱いの禁止	三 売買取引の方法	四 売買取引の条件の公表	五 受託拒否の禁止
取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いを行なうこと。	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表すること。	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その受け入れを拒まないこ

<p>六 決済の確保</p> <p>(一) 取引参加者は、前号口に掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。</p> <p>(二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するため必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。</p>	<p>七 売買取引の結果等の公表</p> <p>卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。</p>
<p>六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。</p>	

口 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「中央卸売市場」という。）に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所

二 中央卸売市場の名称

三 中央卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

（欠格事由）

第五条 地方公共団体以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の認定を受けることができない。

一 法人でない者

（新設）

二 その法人又はその業務を行う役員がこの法律その他生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から二年を経過しないもの

三 第十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

四 第十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消し又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人

(変更の認定)

第六条 中央卸売市場の開設者は、第四条第二項各号に掲げる事項又は業務規程の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 中央卸売市場の開設者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 第四条第二項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(新設)

(中央卸売市場の休止及び廃止)

第七条 中央卸売市場の開設者は、その中央卸売市場の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を、取引参加者に通知するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第八条 中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 当該中央卸売市場の業務の全部が廃止されたとき。
- 二 当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定があつたとき。

2 中央卸売市場の開設者は、当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定を受けようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により第四条第一項の認定がその効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(指導及び助言)

第九条 農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。

(措置命令)

(新設)

(新設)

第十条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、その開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ぜることができる。

（認定の取消し）

第十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 当該中央卸売市場が、第四条第一項の農林水産省令で定める基準に該当しないこととなつたとき。
- 二 当該中央卸売市場が、第四条第五項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。
- 三 その開設者が、第五条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。
- 四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第四条第一項の認定（第六条第一項の変更の認定を含む。）又は第十三条第一項の認定（第十四条において読み替えて準用する第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けたことが判明したとき。
- 五 その開設者が、次条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項（第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。
- 六 その開設者が、この法律若しくは第五条第二号の政令で定める

（新設）

（新設）

法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(報告及び検査)

第十二条 中央卸売市場の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の運営の状況を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(削る。)

(報告及び検査)

第四十八条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 開設者は、この法律の施行に必要な限度において、卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督処分)

第四十九条 農林水産大臣は、開設者が、この法律若しくはこの法律

に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該開設者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を指示すること。

二 中央卸売市場の開設の認可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて中央卸売市場の業務の全部若しくは一部の停止を指示すること。

2 | 農林水産大臣は、卸売業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該卸売業者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

二 第十五条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 その業務を執行する役員で当該違反行為をしたものとの解任を命ずること。

3 | 農林水産大臣は、開設者に対し第一項第二号の規定による処分をしようとするときは、当該開設者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 | 前項の予告においては、期日、場所及び処分の原因となつた理由を示さなければならない。

5 | 第三項の意見の聴取に際しては、当該開設者又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

6 | 第十九条第五項の規定は、第二項第二号の規定による許可の取消

し又は同項第三号の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(削る。)

第五十条 開設者は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が業務規程又はこれに基づく処分に違反した場合には、業務規程で定めるところにより、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、十万円以下の過料を科し、又は卸売業者にあつては第一号、仲卸業者にあつては第二号、売買参加者にあつては第三号に掲げる処分をすることができる。

一 六月以内の期間を定めて第十五条第一項の許可に係る卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 第三十三条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 第三十六条第一項に規定する承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて中央卸売市場への入場の停止を命ずること。

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)

第五十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者に対し、中央卸売市場の施設の改善、業務規程の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 農林水産大臣は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき

旨を命ずることができる。

-
- 一 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合
 - 二 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として農林水産省令で定める場合
 - 4 農林水産大臣又は開設者は、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
 - 5 開設者は、仲卸業者の財産の状況が中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として業務規程で定める場合に該当するときは、当該仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
 - 6 第二項第一号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額並びに同項第二号の資本の合計金額並びに資本及び負債の合計金額は、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができることにより計算しなければならない。

第五節 雜則

(削る。)

(削る。)

(卸売業務の代行)

第五十二条 開設者は、卸売業者が卸売の業務の全部又は一部を行なうことことができなくなつた場合には、当該卸売業者（卸売業者であつた者を含む。）に対しその行なうことができなくなつた卸売の業務に係る卸売のための販売の委託の申込みのあつた生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、自らその卸売の業務を行ない、又は他の卸売業者にその卸売の業務を行なわせることができる。

2 前項の規定により卸売の業務を行なう開設者については、この章第二節の規定は適用しない。

(報告及び告示)

第五十三条 開設者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

一 第十九条第二項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第二項第二号若しくは第三号の規定による処分をすべき理由があると認めたとき。

二 第四十五条の規定により中央卸売市場における売買取引の制限をしたとき。

三 第五十条の規定による処分をしたとき。

四 前条第一項の規定により卸売の業務を行ない、又は他の卸売業者に卸売の業務を行なわせたとき。

五 中央卸売市場につき、臨時に開市し、又は休業したとき。

農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

- 一 第七条第一項の規定による指定をしたとき。
- 二 第八条又は第十四条第一項の認可をしたとき。
- 三 第十五条第一項の許可をしたとき。
- 四 第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第二号若しくは第二項第二号の規定による処分をしたとき。

(都道府県知事の経由)

第五十四条 この章又はこの章に基づく命令の規定により農林水産大臣に対してする許可若しくは認可の申請、届出又は報告は、都道府県知事を経由してしなければならない。ただし、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が開設する中央卸売市場に係る当該許可若しくは認可の申請、届出又は報告については、この限りでない。

2. 前項本文の場合において、都道府県知事は、当該許可若しくは認可の申請、届出又は報告について意見があるときは、意見を附してこれらに関する書類を農林水産大臣に進達するものとする。

第四章 地方卸売市場

(削る。)

第一節 開設及び卸売の業務についての許可

(開設の許可)

第五十五条 地方卸売市場を開設しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第五十六条 前条の許可を受けようとする者は、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、地方卸売市場の位置及び面積、取扱品目その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。
3 第一項の事業計画には、施設の種類、規模、配置及び構造その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

(許可の基準)

第五十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしてはならない。

- 1 申請者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 2 申請者が、第六十五条第二項第一号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

- 3 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうちに第一号又は前号に該当する者があるものであるとき。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

四 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。

五 業務規程の内容が法令（一）の章の規定に基づく都道府県の条例を含む。）に違反するとき。

六 事業計画が適切でないか、又はその遂行が確実と認められないとき。

七 その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸市場整備計画に照らし著しく配置の適正を欠くと認められるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで著しく不適当であると認められるとき。

2 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請者が第六十五条第二項第二号又は第三号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるときは、同条の許可をしないことができる。

（卸売業務の許可）

第五十八条 地方卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場及び取扱品目の部類ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可の申請は、申請者が当該地方卸売市場を開設する者と異なる場合につては、当該開設する者を経由してしなければならない。

3 前項の地方卸売市場を開設する者は、第一項の許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該地方卸売市場において卸売

（削る。）

の業務を行うことについての意見を付して、その申請書を都道府県
知事に進達しなければならない。

(許可の基準)

第五十九条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、申請者が第五十七条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する者に該当するとき、又は申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(廃止の許可)

第六十条 第五十五条の許可を受けた者（以下この章において「開設者」という。）は、地方卸売市場を廃止しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第二節 業務についての規制及び監督

(売買取引の原則)

第六十一条 地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第六十二条 開設者又は第五十八条第一項の許可を受けた者（以

下この章において「卸売業者」という。)は、地方卸売市場における業務の運営に関し、出荷者、買受人その他地方卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第六十二条 卸売業者は、地方卸売市場において行う卸売については、都道府県の条例で定めるところにより開設者が業務規程をもつて定めるところに従い、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第六十三条 開設者は、都道府県の条例で定めるところにより、地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売予定数量並びに卸売業者の卸売の数量及び価格を公表しなければならない。

(業務規程の変更)

第六十四条 開設者は、業務規程を変更しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 第五十七条第一項(業務規程に係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。

(許可の取消し等)

第六十五条 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が第五十七条第一

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

項第一号に規定する者に該当するに至つたとき（開設者又は卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうちに同号に規定する者に該当する者があるに至つたときを含む。）、又はその業務を行なうのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるとときは、第五十五条又は第五十八条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

2 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく命令、この章の規定に基づく都道府県の条例又は業務規程に違反したとき。

二 第五十五条又は第五十八条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止したとき。

3 第十九条第五項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

（報告及び検査）

第六十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させるこ

（削る。）

とができる。

2 | 第四十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(削る。)

(削る。)

(中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場)

第六十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請が中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場に係るものであるときは、意見を附して農林水産大臣に報告し、農林水産大臣の意見を求めなければならない。

2 | 都道府県知事は、中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場について、第五十五条の許可をしたとき、又は第六十五条第一項若しくは第二項の規定による処分（開設者に対する処分に限る。）をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(都道府県の条例で規定する事項)

第六十八条 この章に規定するもののほか、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(地方卸売市場の認定)

第十三条 卸売市場であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事（以下「

(新設)

都道府県知事」という。)の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。

2	その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を都道府県知事に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。
一	開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
二	卸売市場の名称
三	卸売市場の位置及び施設に関する事項
四	卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項
五	卸売市場の業務の運営体制に関する事項
六	卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
七	卸売市場の卸売業者に関する事項
八	その他農林水産省令で定める事項
3	申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない
4	業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一	卸売市場の業務の方法
二	取引参加者が当該卸売市場における業務に關し遵守すべき事項
5	都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。
一	申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に對して、不當に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に關し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行ふこと。
-----------	---------------------------

二 いの禁止	差別的取扱	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。	三 売買取引の方法	四 売買取引の条件の公表	五 決済の確保

(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。

(二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。

六
売買取引の結果等の公表

卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買

取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。

ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「地方卸売市場」という。）に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所

二 地方卸売市場の名称

三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

7 | 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

(準用)

第十四条 第五条から第十条まで、第十二条（第一項第一号に係る部分を除く。）及び第十二条の規定は、前条第一項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第六条第一項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六条第一項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三条第二項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以下第十二条までにおいて「都道府県知事」という。）」と、同条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、第八条第一項第二号及び第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、第十二条第一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。

(新設)

第十五条 (略)

(削る。)

第六十九条 (略)

第五章 都道府県卸売市場審議会

第七十条 削除

(都道府県卸売市場審議会)

(削る。)

第五章

雑則

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第七十一条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ都道府県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県卸売市場審議会を置くことができ

る。

2 | 前項に規定するもののほか、都道府県卸売市場審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第六章 雜則

(助成)

第七十二条 国は、第八条第一号又は第二号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体が中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得をする場合においては、当該地方公共団体に対し、予算の範囲内において、当該施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 | 国及び都道府県は、中央卸売市場整備計画又は都道府県卸売市場整備計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

第七十三条 削除

(条例との関係)

第七十四条 この法律の規定は、地方公共団体が、卸売市場であつて中央卸売市場及び地方卸売市場以外のものの開設又は当該卸売市場

における業務に關し、条例で必要な規制を行なうことを妨げるものではない。

(削る。)

(許可又は認可の制限又は条件)

第七十五条 この法律の規定による許可又は認可には、制限又は条件を附することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならぬ。

(助成)

第十六条 国は、中央卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが同法第六条第二項に規定する認定計画（次項において「認定計画」という。）に従つて当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合は、当該開設者に対し、予算の範囲内において、当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが認定計画に従つて当該中央卸売市場又は地方卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(新設)

第六章 罰則

第七章 罰則

(削る。)

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項の規定に違反して中央卸売市場において卸売の業務を行つた者

- 二 偽りその他不正の手段により第十五条第一項の許可を受けた者
- 三 第十九条第二項の規定による命令に違反した者
- 四 第四十九条第二項第二号の規定による命令に違反した者
- 五 第七十五条第一項の規定により付された第十五条第一項の許可の制限又は条件に違反した者

第七十八条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五十五条の規定に違反して地方卸売市場を開設した者
- 二 偽りその他不正の手段により第十三条の五第一項又は第五十五条の許可を受けた者
- 三 第五十八条第一項の規定に違反して地方卸売市場において卸売の業務を行つた者
- 四 偽りその他不正の手段により第五十八条第一項の許可を受けた者
- 五 第六十五条第二項の規定による命令に違反した者
- 六 第七十五条第一項の規定により付された第十三条の五第一項、

第五十五条又は第五十八条第一項の許可の制限又は条件に違反した者

(削る。)

第七十九条 次の各号のいづれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第二十六条第一項の規定に違反した者
- 四 第二十八条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者
- 五 第三十三条第一項の規定に違反した者
- 六 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 七 第四十九条第二項第三号の規定による命令に違反した者

第十八条 次の各号のいづれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第七項又は第十三条第七項の規定に違反して、中央卸売

市場若しくは地方卸売市場又はこれらに紛らわしい名称を称した者

第八十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

二 第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

虚偽の資料を提出し、又は同項（第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

忌避した者

（削る。）

た者

二 第六十条の規定に違反して地方卸売市場を廃止した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

（削る。）

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二十九条第一項の規定に違反して同項の写しを備えて置かず、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による閲覧を拒んだ者

二 第三十条の規定に違反した者

第八十三条 第三条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（削る。）

		改 正 案	
		現 行	

第一章 総則	第一章 総則（第一条—第三条）	第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 食品等の流通の合理化のための措置	第二章 食品等の流通の合理化のための措置	第二章 食品の流通部門の構造改善（第三条—第十条）	第二章 食品の流通部門の構造改善（第三条—第十条）
第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針（第四条）	第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針（第四条）	第三章 食品流通構造改善促進機構（第十一条—第二十一条）	第三章 食品流通構造改善促進機構（第十一条—第二十一条）
第二節 食品等流通合理化計画（第五条・第六条）	第二節 食品等流通合理化計画（第五条・第六条）	第四章 雜則（第二十二条）	第四章 雜則（第二十二条）
第三節 支援措置	第三節 支援措置	第五章 罰則（第二十三条—第二十五条）	第五章 罰則（第二十三条—第二十五条）
第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事 業促進業務（第七条・第八条）	第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事 業促進業務（第七条・第八条）	附則	附則
第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流 通合理化事業支援業務（第九条—第十二条）	第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流 通合理化事業支援業務（第九条—第十二条）		
第三款 雜則（第十三条—第十五条）	第三款 雜則（第十三条—第十五条）		
第四節 食品等流通合理化促進機構（第十六条—第二十六条）	第四節 食品等流通合理化促進機構（第十六条—第二十六条）		
第五章 食品等の取引の適正化のための措置（第二十七条—第二十 九条）	第五章 食品等の取引の適正化のための措置（第二十七条—第二十 九条）		
第四章 雜則（第三十条・第三十一条）	第四章 雜則（第三十条・第三十一条）		
第五章 罰則（第三十二条—第三十四条）	第五章 罰則（第三十二条—第三十四条）		
附則	附則		

(目的)

第一条 この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もつて農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一 飲食料品

二 花きその他農林水産省令で定める農林水産物（前号に掲げるものを除く。）

三 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（第一号に掲げるものを除く。）であつて、農林水産省令で定めるもの

2 この法律において「食品等の流通」とは、食品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過程をいう。

(目的)

第一条 この法律は、食品の流通部門の構造改善を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、飲食料品（その原料又は材料として使用される農林水産物及び花きを含む。）のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。

2 この法律において「食品生産製造等提携事業」とは、食品製造業者等（食品の製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品製造業者等を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「食品製造事業協同組合等」という。）及び農林漁業者又は農業協同組合その他の政令で定める法人で農林漁業者を構成員とするもの（これらの者の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものを含む。以下「農業協同組合等」という。）が、次に掲げる措置を実施することにより食品の生産から小売に至る一連の流通行程（食品の原料又は材料として使用される農林水産物にあつては、その生産から当該食品の製造又は加工に至る一連の流通行程）の総合的な改善を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをい

3

この法律において「食品等の流通の合理化」とは、食品等の流通の経費を削減するために行う食品等の流通の効率化その他の措置又は食品等の価値を高め、若しくは新たな需要を開拓するために行う食品等の流通における品質管理若しくは衛生管理の高度化その他の措置をいう。

4 この法律において「食品等の取引の適正化」とは、食品等の取引が適正に行われるようにするために行う食品等の取引条件の改善その他の措置をいう。

(留意事項)

第三条 食品等の流通の合理化のための施策を講ずるに当たっては、

次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 食品等の流通に関する事業を行う者（以下「食品等流通事業者」という。）が、多様化する需要に即して、創意工夫を發揮して

事業活動を積極的に行うことができるようすること。

二 食品等流通事業者の行う事業活動が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものとなるようすること。

2 食品等の取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 食品等の多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有することから、その取引の当事者間の取引上の地位に格差が生ずる場合があるため、その取引の適正化を図る必要性が高いこと。

二 食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、農林漁業者及び一般消費者の利益に資するものとなるようすること。

う。

一 食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等との間における食品の安定的な取引関係の確立

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な次の措置

イ 食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置

ロ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備

ハ 品質の優れた食品に対する一般消費者の需要に適確に対応するためには必要な食品の製造、加工又は販売に係る業務の用に供する施設の整備で又はロに掲げる措置と併せて実施するもの

この法律において「卸売市場機能高度化事業」とは、次に掲げる事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 卸売市場（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第九号の中欄に規定する付設集団売場を含む。以下同じ。）を開設する者又は卸売市場において卸売の業務若しくはこれと密接な関連を有する業務を行う者で政令で定めるもの（以下「卸売市場開設者等」という。）が、次に掲げる措置のすべて又は相当部分を実施することにより卸売市場の機能の高度化を図る事業

イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

口 せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

ハ 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進
その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

二 卸売市場開設者等のうち政令で定めるものの経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るために措置
二 卸売市場を開設する者が、他の卸売市場を開設する者と連携して前号イからニまでに掲げる措置のうち一又は二以上のものを実施することによりこれらの卸売市場の機能の高度化を図る事業

4 | この法律において「食品販売業近代化事業」とは、食品販売業者（食品の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品販売業者を構成員とするもの（以下「食品販売事業協同組合等」という。）が、次に掲げる措置を実施することにより食品の販売の事業の近代化を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品の仕入れ、調製、保管又は配達の共同化その他の食品の販売に係る業務の一部の共同化

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な施設の整備

三 第一号に掲げる措置と併せて実施する次の措置

イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他食品の販売に係る業務の用に供する施設の近代化を図るための措置

口 経営管理の合理化、取引関係の改善その他食品の販売の事業の経営の改善を図るための措置

5 |

この法律において「食品商業集積施設整備事業」とは、食品販売業者又は食品販売事業協同組合等の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、食品商業集積施設（相当数の食品販売業者の店舗が集積する施設で、当該施設に附帯して駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもの）うち、次に掲げる施設を備えたもの（これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。）をいう。以下同じ。）を整備する事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品に関する各種の情報の提供その他食品の購入及び調理に関する一般消費者の利便の増進を図るための施設
二 地域の特色ある食品で一般消費者の食生活の多様化に資すると認められるものの展示及び販売の施設

6 |

この法律において「新技術研究開発事業」とは、食品製造業者等、食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等が、次に掲げる研究開発を実施する事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための新技術の研究開発
二 品質の優れた食品の開発に必要な新技術の研究開発で前号に掲げる研究開発と併せて実施するもの
三 食品の仕入れ、荷さばき又は配送の合理化その他食品の流通の円滑化に資する新技術の研究開発

(削る。)

第二章 食品の流通部門の構造改善

(基本方針)

(削る。)

- 第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 | 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 | 食品の流通部門の構造改善の基本的な方向
- 二 | 次に掲げる事業の実施に関する基本的な事項
- イ | 食品生産製造等提携事業
- ロ | 鉄売市場機能高度化事業
- ハ | 食品販売業近代化事業
- 二 | 食品商業集積施設整備事業
- ホ | 新技術研究開発事業
- 三 | 前号に掲げるもののほか、食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要な事項
- 四 | 一般消費者の利益の増進、農林漁業の振興その他の食品の流通部門の構造改善に際し配慮すべき重要な事項
- 3 | 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 | 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 | 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三

項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(構造改善計画の認定)

(削る。)

第四条 食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等は、農林漁業者又は農業協同組合等と共同して、その行う事業（食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等）について食品生産製造等提携事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 | 卸売市場開設者等は、卸売市場機能高度化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

3 | 食品販売事業協同組合等は、その構成員の行う食品の販売の事業について食品販売業近代化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

4 | 食品販売業者又は食品販売事業協同組合等の出資又は拠出しに係る法人で政令で定めるものは、食品商業集積施設整備事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

5 | 食品製造業者等、食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等は、その行う事業（食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等については、その構成員の行う事業を含む。）について新技術研究開発事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該

計画が適当である旨の認定を受けることができる。

6 | 前各項の計画（以下「構造改善計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 前各項に規定する事業（以下「構造改善事業」という。）の目標

二| 構造改善事業の内容及び実施時期

三| 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四| 食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等が新技術研究開発事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

7 | 農林水産大臣は、第一項から第五項までの認定の申請があつた場合において、その構造改善計画が、基本方針に照らし適切なものであること、一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであることその他政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（計画の変更等）

第五条| 前条第一項から第五項までの認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る構造改善計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 | 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る構造改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて構造改善事業を行つていないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

3 | 前条第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

（削る。）

(削る。)

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)

第六条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一條に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつてそれぞれ当該各号に掲げるもの（他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 第四条第一項の認定に係る認定計画に従つて食品生産製造等提携事業を実施する食品製造業者等、食品製造事業協同組合等、農林漁業者又は農業協同組合等 当該認定計画に従つて食品生産製造等提携事業を実施するために必要な資金（食品製造業者等に対して貸し付けられるものにあつては中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次号において同じ。）に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限り、食品製造事業協同組合等に対して貸し付けられるものにあつてはその償還期限が十年を超えるものに限り、農林漁業者又は農業協同組合等に対して貸し付けられるものにあつては資本市場からの調達が困難なものに限る。）

二 第四条第二項の認定に係る認定計画に従つて卸売市場機能高度化事業を実施する卸売市場開設者等であつて地方公共団体以外のもの 当該認定計画に従つて卸売市場機能高度化事業を実施するためには必要な資金（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第二号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十二条第一項第六号及び第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十二条第一項及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに第十二条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに第十二条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、食品流通構造改善促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び食品流通構造改善促進法第六条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」とする。

(削る。)

第七条 削除

(資金の確保)

(削る。)

第八条 国は、認定計画に従つて構造改善事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第九条 国は、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十条 農林水産大臣は、認定事業者に対し、構造改善事業の実施状況について報告を求めることができる。

(削る。)

第二章 食品等の流通の合理化のための措置

第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針

第四条 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品等の流通の合理化を図る事業(以下「食品等流通合理化事業」という。)を実施しようとする者が講ずべき次に掲げる措置

(新設)

第三章 食品流通構造改善促進機構

(新設)

に関する事項

イ 食品等の流通の効率化に関する措置

ロ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置

ハ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置

二 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置

ホ イからニまでに掲げるもののほか、食品等の流通の合理化のために必要な措置

二 前号に掲げるもののほか、食品等の流通の合理化に関する必要な事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 食品等流通合理化計画

(計画の認定)

第五条 食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、その実施しようと

(新設)

(新設)

する食品等流通合理化事業に関する計画（以下「食品等流通合理化計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 | 食品等流通合理化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 | 食品等流通合理化事業の目標

二 | 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

三 | 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

四 | 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3 | 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該食品等流通合理化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 | 基本方針に照らし適切なものであること。

二 | 当該食品等流通合理化事業が確実に実施されると見込まれること。

三 | 当該食品等流通合理化事業の実施が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与すること。

4 | 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、遅滞なく

、その内容を当該申請に係る食品等流通合理化計画の対象となる事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。

5 | 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対しても意見を述べる」

とができる。

(計画の変更等)

第六条 食品等流通合理化計画につき前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る食品等流通合理化計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る食品等流通合理化計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて食品等流通合理化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第三節 支援措置

(資金の貸付け)

第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務

(新設)

(新設)

第七条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。)第十一条に規定する業務のほか、認定事業者であつて次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の

(新設)

確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて認定計画に従つて食品等流通合理化事業を実施するために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定めるもの（他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 中小企業者（公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次条第一項において同じ。）その償還期限が十年を超える資金

二 農林漁業者又はその組織する法人（これらの者の出資又は拠出に係る法人を含む。）であつて農林水産省令・財務省令で定めるものこれらのが資本市場から調達することが困難な資金

前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

3 第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法第十一條第一項第六号、第十二條第一項、第三十一條第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第一第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條第一項第六号	掲げる業務	掲げる業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。）
------------	-------	---

第七十三条第三号	第十二条	第十二条及び食品等流通法第七条第一項
別表第二第九号	又は別表第一第一号 一号から第十四号までの下欄に 号までの下欄に 掲げる資金の貸付けの 付けの業務	若しくは別表第一第一号 から第十四号までの下欄に 掲げる資金の貸付けの 業務又は食品等流通法第七条第一項に規定する業

(債務の保証)

第八条 公庫は、公庫法第十一条の規定にかかわらず、認定事業者（中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。）が認定計画に従つて海外において食品等流通合理化事業を実施するために必要な長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものと含む。）を行うことができる。

2 前項に規定する債務の保証は、公庫法の適用については、公庫法第十二条第一項第二号の規定による公庫法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務

(新設)

(新設)

（出資等）

第九条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号。第十二条において「支援機構法」という。）第二十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 支援対象認定事業者（認定事業者のうち第二十一条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下この条において同じ。）に対する出資

二 支援対象食品等流通合理化事業支援団体（認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体（以下「食品等流通合理化事業支援団体」という。）のうち第二十一条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。次号及び第八号において同じ。）に対する出資

三 支援対象食品等流通合理化事業支援団体に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出

四 支援対象認定事業者に対する資金の貸付け

五 支援対象認定事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号において同じ。）及び支援対象認定事業者が保有する有価証券の取得

六 支援対象認定事業者に対する金銭債権及び支援対象認定事業者が保有する金銭債権の取得

（新設）

七 支援対象認定事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

- 八 支援対象食品等流通合理化事業支援団体が行う認定事業者に対する資金供給その他の支援に関する指導、勧告その他の措置
- 九 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する専門家の派遣

- 十 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する助言

- 十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

- 十二 食品等流通合理化事業及び認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動（次条第一項において「食品等流通合理化事業等」という。）を推進するために必要な調査及び情報の提供

- 十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（食品等流通合理化事業等支援基準）

- 第十条 農林水産大臣は、支援機構が食品等流通合理化事業等の支援（前条第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「食品等流通合理化事業等支援」という。）の対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準（以下「食品等流通合理化事業等支援基準」という。）を定めるものとする。
- 2 食品等流通合理化事業等支援基準は、食品等の流通の合理化を通じた農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを旨として定めるものとする。

（新設）

3

農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、食品等流通合理化事業等支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴くものとする。

4 | 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

（支援決定）

第十一條 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援を行おうとするときは、食品等流通合理化事業等支援基準に従つて、その対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するものとする。

2 | 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けるものとする。

3 | 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

4 | 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見述べることができる。

（支援機構法の適用）

第十二条 第九条の規定により支援機構が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構法第六条第一項第六号、第十五条第一項第一号

（新設）

第 十六 号	第二十 一条第 一項	第十五 条第三 項	
前各号		支援 対象 事業 活動 支援 団体	流通法第六条第一項に規定する認定事業者をいう。 ○第二十四条第一項第二号及び第四十条において同じ。）又は食品等流通合理化事業支援団体（食品等流通合理化事業支援団体をいう。）及び当該食品等流通合理化事業支援団体の内容。
第九条各号	前各号及び食品等流通法	支援 対象 認定 事業 者（以下「支援対象認定事業者」という。）及び同条第二号に規定する支援対象食品等流通合理化事業支援団体（以下「支援対象事業者」という。）	○第四十条において同じ。 ○九条第一号に規定する支體並びに食品等流通法第一号に規定する支援対象認定事業者（以下「支援対象認定事業者」という。）及び同条第二号に規定する支援対象食品等流通合理化事業支援団体（以下「支援対象事業者」という。）

第二十七条	第二十六条	第二十五条 並びに第二十六条 第一項及び第二項	二十四条第一項 第三号及び第二項 並びに第二十五条 並びに第二十六条规定の事項	二十四条第一項 第二十四条第一項 第三号及び第二項 並びに第二十五条 並びに第二十六条规定の事項	二十四条第一項 第二号	二十四条第一項 第二号	二十四条第一項 第一号	二十四条第一項 第一号
寄与する事業	動支援団体 支援対象事業活動	業活動支援団体 又は支援対象事業	若しくは支援対象事業活動 認定事業者若しくは支援 対象食品等流通合理化事 業支援団体	若しくは支援対象事業活動 認定事業者若しくは支援 対象食品等流通合理化事 業支援団体	流通合理化事業支援団体 が認定事業者に対し資金 供給その他の支援を行わ ないとき	とき又は支援対象食品等 流通合理化事業支援団体 が認定事業者に対し資金 供給その他の支援を行わ ないとき	第四十条において同じ。 ）を行わないとき	とき
寄与する事業及び食品等	流通合理化事業支援団体 業者及び支援対象食品等 流通合理化事業支援団体	支援対象事業活動支援団 体並びに支援対象認定事 業者及び支援対象食品等 流通合理化事業支援団体						前条第一項 通法第十一條第一項 前条第一項又は食品等流 通法第十一條第一項

第四十条		第三十九条第五項		第三十九条第一項		第三十九条第一項		第三十七条		第三十四条			
対象事業活動支援団体	対象事業活動支	、対象事業活動	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体	この法律	この法律	業務	この法律	この法律	この法律	この法律	この法律	流通合理化事業等支援その他の食品等流通合理化事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業
体	等流通合理化事業支援団	びに認定事業者及び食品	対象事業活動支援団体並	、対象事業活動及び食品	等流通合理化事業	通合理化事業支援団体	体又は支援対象食品等流	等流通合理化事業支援団	体若しくは支援対象食品	支援対象事業活動支援団	法 法	法 法	業務及び食品等流通法第 九条各号に掲げる業務

第四十六条	第三十九条第一項	規定により読み替えて適用する第三十九条第一項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十九条第一項
第四十七条	第三十九条第二項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十九条第二項	規定により読み替えて適用する第三十九条第二項
第四十八条	第二十五条第一項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十九条第二項	規定により読み替えて適用する第三十九条第二項
第四十九条	第三十四条第二項	規定により読み替えて適用する第三十五条第一項	規定により読み替えて適用する第三十五条第一項

(資金の確保)

第三款 雜則

第十三条 国は、認定計画に従つて行われる食品等流通合理化事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十四条 国は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告)

第十五条 農林水産大臣は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事

(新設)

(新設)

(新設)

業の実施状況について報告を求めることができる。

第四節 食品等流通合理化促進機構

(新設)

(指定)

第十六条 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、食品等流通合理化促進機構（以下「促進機構」という。）として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定（第二十五条において「指定」という。）をしたときは、当該促進機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示するものとする。

3 促進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするとときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(業務)

第十七条 促進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定計画に係る食品等流通合理化事業（次号において「認定食品等流通合理化事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

(削る。)

(指定)

第十一一条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするとときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務)

第十二条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定計画に係る構造改善事業（以下この条において「認定構造改善事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 認定構造改善事業について、その実施に要する費用の一部を負

担して当該認定構造改善事業に参加すること。

(削る。)

三 認定構造改善事業を実施する者の委託を受けて、認定計画に従つて施設の整備を行うこと。

(削る。)

四 前二号に掲げる業務により整備する施設と一体として整備することが適当と認められる施設であつて、一般消費者の利益の増進又は農林漁業の振興に資するものを整備すること。

二 認定食品等流通合理化事業を実施する者に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

三 食品等の流通に関する情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

四 (削る。)

(新設)

五 認定構造改善事業を実施する者に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

六 地域の特色ある食品その他の特に普及を図る必要がある食品の流通及び消費の増進を図ること。

七 食品製造業者等又は卸売市場の業務を行う者に対する研修を行うこと。

八 食品の流通に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

九 食品の流通に関する調査研究を行うこと。

十 食品の流通部門の構造改善を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずることその他の援助を行うこと。

五 (略)

(業務の委託)

第十八条 促進機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

第十三条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

(業務規程の認可)

第十九条 促進機構は、第十七条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、債務保証業務の開始前に、債務保証業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2・3 (略)

(事業計画等)

第二十条 促進機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 促進機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第二十一条 促進機構は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業

務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(農林水産省令への委任)

第二十二条 前二条に定めるもののほか、促進機構が債務保証業務を行

(業務規程の認可)

第十四条 機構は、第十二条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(事業計画等)

第十五条 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第十六条 機構は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(農林水産省令への委任)

第十七条 前二条に定めるもののほか、機構が債務保証業務を行

行う場合における促進機構の財務及び会計に関する必要な事項は、農林水産省令で定める。

(報告及び検査)

第二十三条 農林水産大臣は、**第十七条各号**に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、促進機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又は**当該職員**に、促進機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする**当該職員**は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 (略)

(改善命令)

第二十四条 農林水産大臣は、**第十七条各号**に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、促進機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十五条 農林水産大臣は、促進機構が次の各号のいづれかに該当するときは、**指定**を取り消すことができる。

- 一 第十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

合における機構の財務及び会計に関する必要な事項は、農林水産省令で定める。

(報告及び検査)

第十八条 農林水産大臣は、**第十二条各号**に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、**機構**に対し、当該業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又は**その職員**に、**機構**の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする**職員**は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 (略)

(改善命令)

第十九条 農林水産大臣は、**第十二条各号**に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、**機構**に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十条 農林水産大臣は、**機構**が次の各号のいづれかに該当するときは、**第十一項の指定**（以下この条において「**指定**」という。）を取り消すことができる。

- 一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示するものとする。

(協議)

第二十六条 農林水産大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

- 一 第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項の認可をしようとするとき。
- 二 第二十条第一項の承認をしようとするとき。
- 三 第二十二条第一項の農林水産省令を定めようとするとき。

(食品等流通調査)

第二十七条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通調査」という。）を行うものとする。

- 2 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等流通調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 第十四条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(協議)

第二十一条 農林水産大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。
- 二 第十五条第一項の承認をしようとするとき。
- 三 第十七条第一項の農林水産省令を定めようとするとき。

(新設)

(新設)

であつて食品等の取引の状況その他食品等の流通に関するものを提供するよう努めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(食品等流通調査に基づく措置)

第二十八条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(公正取引委員会への通知)

第二十九条 農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対しその事実を通知するものとする。

(新設)

(新設)

第四章 雜則

第三十条 (略)

第二十二条 (略)

(農林水産省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(新設)

第五章 責則

第三十二条 次の各号のいづれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十四条の規定による命令に違反した者

(削る。)

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

(新設)

- 一 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第十九条の規定による命令に違反した者

第二十四条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第三十四条 第十一条第二項の規定に違反して、農林水産大臣の認可を受けなかつた場合には、その違反行為をした支援機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以

(新設)

下の過料に処する。

改 正 案	現 行
（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）	（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）
第三十四条の二　（略）	第三十四条の二　（略）
2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。	2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十三 次に掲げる事業（都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買い取られる場合	十三 次に掲げる事業（都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買い取られる場合
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
（削る。）	ハ　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第四条 第四項の規定による認定を受けた計画に基づく同法第二条第五項に規定する食品商業集積施設整備事業
十四～二十五　（略）	十四～二十五　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）
（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）	（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで、第六十六条又は第六十六条の二の規定の適用を受けないとときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇十二（略）

十三 次に掲げる事業（都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで、第六十六条又は第六十六条の二の規定の適用を受けないとときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇十二（略）

十三 次に掲げる事業（都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公

共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買い取られる場合

（削る。）

イ・ロ
（略）

2
14(一)十五
2
6
（略）

共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買い取られる場合

（削る。）

イ・ロ
（略）

2
14(一)十五
2
6
（略）

ハ 食品流通構造改善促進法第四条第四項の規定による認定を受けた計画に基づく同法第二条第五項に規定する食品商業集積施設整備事業

	改 正 案	現 行																								
(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）</th><th>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項（略）</th><th>課税標準</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一) 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項（卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定）</td><td>八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定</td><td>許可件数</td><td>一件につき九万円</td></tr> <tr> <td>(二) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二百三十号）附則第三条第二項前段（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置）の認定</td><td>八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可</td><td>許可件数</td><td>一件につき九万円</td></tr> </tbody> </table>	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項（略）	課税標準	税率	(一) 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項（卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定）	八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定	許可件数	一件につき九万円	(二) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二百三十号）附則第三条第二項前段（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置）の認定	八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	一件につき九万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）</th><th>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項（略）</th><th>課税標準</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一) 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項（卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定）</td><td>八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可</td><td>許可件数</td><td>一件につき九万円</td></tr> <tr> <td>(二) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二百三十号）附則第三条第二項前段（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置）の認定</td><td>八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可</td><td>許可件数</td><td>一件につき九万円</td></tr> </tbody> </table>	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項（略）	課税標準	税率	(一) 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項（卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定）	八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	一件につき九万円	(二) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二百三十号）附則第三条第二項前段（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置）の認定	八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	一件につき九万円
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項（略）	課税標準	税率																							
(一) 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項（卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定）	八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定	許可件数	一件につき九万円																							
(二) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二百三十号）附則第三条第二項前段（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置）の認定	八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	一件につき九万円																							
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項（略）	課税標準	税率																							
(一) 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項（卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定）	八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	一件につき九万円																							
(二) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二百三十号）附則第三条第二項前段（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置）の認定	八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	一件につき九万円																							

○登録免許税法（附則第十五条関係）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案		別表第一 課税範団、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）	
		登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準 税率
(略)	（略）	八十五 中央卸売市場の認定	
		卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第一項（中央卸売市場の認定）の中央卸売市場の認定	認定件数 一万五千円
(略)	（略）	八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定	
		(一) 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項（卸売業務の許可）の中央卸売市場における卸売業務の許可 (二) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二号）附則第三条第二項前段（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置）の認定	許可件数 九万円 一件につき 一万五千円

○ 住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案		現 行	
		別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）		別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）	
		提供を受ける国の機関又は法人	事務	提供を受ける国の機関又は法人	事務
一〇七の二十 ()	機関	都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	提供を受ける通知事務	省	農林水産
(略)	(略)	(略)	(略)	（略）	（略）
八十九百二十三	(略)	（略）による同法第四条第一項若しくは第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）による同法第三十五条号	（略）	（略）
一〇七の二十 ()	機関	都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	提供を受ける通知事務	省	農林水産
(略)	(略)	(略)	(略)	（略）	（略）
八十九百二十三	(略)	（略）による同法第五十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）による同法第三十五条号	（略）	（略）

七の二十一 府県知事	都道	略)
八～二十九 （略）	（略）	卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五（第三十条の十五関係）

一～十の十
（略）
十の十一　卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一～三十四　（略）

八～二十九 （略）	（略）	（新設）
（略）	（略）	（新設）

別表第五（第三十条の十五関係）

一～十の十
（略）
（新設）
十一～三十四　（略）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第六項（地方卸売市場の認定）に規定する地方卸売市場、家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二条第三項（定義）に規定する家畜市場、と畜場法（昭和二十八年法律第二百二十四号）第三条第二項（定義）に規定すると畜場又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号（定義）に規定する食鳥処理場の用に供されている土地等</p> <p>二十三・二十四（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第四項（定義）に規定する地方卸売市場、家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二条第三項（定義）に規定する家畜市場、と畜場法（昭和二十八年法律第二百二十四号）第三条第二項（定義）に規定すると畜場又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号（定義）に規定する食鳥処理場の用に供されている土地等</p> <p>二十三・二十四（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則（第一条—第三条）	第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 地方拠点都市地域の整備の促進（第四条—第十八条）	第二章 地方拠点都市地域の整備の促進（第四条—第十八条）
第三章 都市計画法の特例等	第三章 都市計画法の特例等
第一節 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域（第十九条—第二十三条）	第一節 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域（第十九条—第二十三条）
第二節 拠点整備土地区画整理事業（第二十四条—第二十九条）	第二節 拠点整備土地区画整理事業（第二十四条—第二十九条）
第三節 国及び地方公共団体の責務（第三十条）	第三節 国及び地方公共団体の責務（第三十条）
第四節 開発許可等の特例（第三十一条）	第四節 開発許可等の特例（第三十一条）
第五節 経過措置（第三十二条）	第五節 経過措置（第三十二条）
第四章 産業業務施設の移転の促進等（第三十三条—第三十九条）	第四章 産業業務施設の移転の促進等（第三十三条—第三十九条）
第五章 地方住宅供給公社法の特例（第四十条—第四十七条）	第五章 卸売市場法等の特例（第四十条—第四十七条）
第六章 雜則（第四十八条・第四十九条）	第六章 雜則（第四十八条・第四十九条）
第七章 罰則（第五十条—第五十二条）	第七章 罚則（第五十条—第五十二条）
附則	附則
第五章 地方住宅供給公社法の特例	第五章 卸売市場法等の特例
第四十条から第四十六条まで 削除	第四十条から第四十五条まで 削除

(卸売市場法の特例)

第四十六条 一部事務組合又は広域連合で次に掲げる要件に該当するものについては、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第八条第一号に掲げる都道府県又は市が加入していないものであつても、これを同条第一号に該当する地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

一 当該一部事務組合又は広域連合を組織する市町村（指定地域を管轄するものに限る。）の総人口が卸売市場法第八条第一号に規定する数以上であること。

二 前号に規定する市町村の一以上が卸売市場法第五条第一項の中央卸売市場整備計画において定められた同法第二条第三項の中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するものであること。

(地方住宅供給公社法の特例)

第四十七条

(略)

改 正 案	現 行
（食品等流通合理化促進機構の業務の特例）	（食品流通構造改善促進機構の業務の特例）
第五十四条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十一條第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、認定中心市街地における食品の流通の円滑化を促進するため、次に掲げる業務を行う。	第五十四条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一條第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、認定中心市街地における食品の流通の円滑化を促進するため、次に掲げる業務を行う。
一 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業（次号において「認定食品流通円滑化事業」といいう。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。（削る。）	一 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業（以下この条において「認定食品流通円滑化事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。 二 認定食品流通円滑化事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定食品流通円滑化事業に参加すること。 三 認定食品流通円滑化事業を実施する者の委託を受けて、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従つて施設の整備を行うこと。
二 （略）	四 （略）
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の適用）	（食品流通構造改善促進法の適用）
第五十五条 前条の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十八条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは「前	第五十五条 前条の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、食品流通構造改善促進法第十三条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは「前条第一号に掲げる業務及び中

条第一号に掲げる業務及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十九条第一項中「第十七条第一号に掲げる業務」とあるのは、「第十七条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号中「第十七条各号に掲げる業務」とあるのは、「第十七条各号に掲げる業務又は中心市街地活性化法第五十四条各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この節」とあるのは「この節若しくは中心市街地活性化法」と、同法第三十二条第二号中「第二十三条第一項」とあるのは、「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項」と、同条第三号中「第二十四条」とあるのは、「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十四条」とする。

心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十四条第一項中「第十二条第一号に掲げる業務」とあるのは、「第十二条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号中「第十二条各号に掲げる業務」とあるのは、「第十二条各号に掲げる業務又は中心市街地活性化法第五十四条各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この章」とあるのは、「この章若しくは中心市街地活性化法」とする。

	改 正 案	現 行
	（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）	（食品流通構造改善促進法の特例）
第二十二条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通構造改善促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。	第二十二条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十五条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。	
一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。	一 食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（以下この項において「食品製造業者等」という。）が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。	
（削る。）		
（削る。）		
二 承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業に参加すること。	二 承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業を実施する食品製造業者等の委託を受け、承認経営革新計画若しくは認定異分野連携新事業分野開拓計画又は認定経営力向上計画に従つて施設の整備を行うこと。	
三 承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業を実施する食品製造業者等の委託を受け、承認経営革新計画若しくは認定異分野連携新事業分野開拓計画又は認定経営力向上計画に従つて施設の整備を行うこと。		
四 承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業		

又は認定経営力向上事業を実施する食品等製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

又は認定経営力向上事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
二 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 又は認定経営力向上事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十二条第二号	第三号	第二十五条第一項	第二十四条及び 第二十五条第一項	第二十三条第一項	第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務
第二十二条第一項	この節	掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務	第一号に掲げる業務	法（平成十一年法律第八号）第二十二条第一項
より読み替えて適用する	等経営強化法	この節若しくは中小企業二十二条第二項の規定	中小企業等経営強化法第二十二条第一項各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十二条第一項各号に掲げる業務	第一号に掲げる業務	第一号に掲げる業務	及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十号）第二十二条第一項

第三十二条第三号	第二十四条	中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する	第二十三条第一項
----------	-------	-----------------------------------	----------

第二十三条第一号	第二十一条第一号	第十三条第一項若しくは第十四条第一項（これら	み替えて適用する場合を含む。）
同項	第十八条第一項	、第十四条第一項	第十三条第一項若しくは第十四条第一項（これら
第十九条	第十八条第一項（中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）	の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

一 第十九条（中小企業等経営強化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

		改 正 案	現 行
		（権限）	（権限）
第四十条	（略）	第四十条	（略）
2	（略）	2	（略）
3	<p>審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十一年法律第一百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第一百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産經營の安定に関する法律（昭和三十六年法律第一百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第一百九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百十三号）、食品循環資源の再生利用交付に関する法律（平成十二年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律</p>	<p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十一年法律第一百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第一百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産經營の安定に関する法律（昭和三十六年法律第一百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第一百九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第一百六十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途</p>	

第三十八条）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

改 正 案	現 行
（定義）	（定義）
<p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十六 （略）</p> <p>十七 食品等生産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第一項の食品等）をいう。この生産又は販売の事業を行う者</p> <p>ロ・ハ （略）</p>	<p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十六 （略）</p> <p>十七 食品生産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 食品（食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第一条第一項の食品）をいう。この生産又は販売の事業を行う者</p> <p>ロ・ハ （略）</p>
（港湾法の特例）	（港湾法の特例）
<p>第十七条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画（第四条第三項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。第二十一条において「特定認定総合効率化計画」という。）について第五条第一項の認定を受けた場合について準用する。</p> <p>（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）</p> <p>第二十条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと</p>	<p>第十七条 （略）</p> <p>2 前項の規定は、認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画（第四条第三項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。第二十一条第一項第三号において「特定認定総合効率化計画」という。）について第五条第一項の認定を受けた場合について準用する。</p> <p>（食品流通構造改善促進法の特例）</p> <p>第二十条 食品流通構造改善促進法第十一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p>

ができる。

- 一 食品等生産業者等が実施する認定総合効率化事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証
(削る。)

(削る。)

第十九条第一項	二 食品等生産業者等が実施する認定総合効率化事業に必要な資金のあつせん
第十七条第一号	三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
第十七条第一号	2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 第十八条第一項

第十四条第一項	四 食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業に必要な資金のあつせん
第十二条第一号	五 前各号に掲げる業務に附帯する業務
第十二条第一号	2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 第十三条第一項

			に掲げる業務
第十八条第一項、	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務	業務及び流通業務総合効率化促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務
第十九条及び第二十条第一項第一号	掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は流通業務総合効率化促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は流通業務総合効率化促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務
三号	この章	この章若しくは流通業務	この章若しくは流通業務
第二十条第一項第	総合効率化促進法	総合効率化促進法	総合効率化促進法

(都市計画法等による処分についての配慮)

第二十一条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、特定認定総合効率化計画に記載された事業（以下「特定認定総合効率化事業」という。）の実施のため都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(都市計画法等による処分についての配慮)

第二十一条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、特定認定総合効率化事業の実施のため都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）	（食品流通構造改善促進法の特例）
<p>第十二条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>（削る。）</p>	<p>第十二条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（以下「食品製造業者等」という。）が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p>
<p>二 認定地域産業資源活用支援事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定地域産業資源活用事業又は当該認定地域産業資源活用支援事業に参加すること。</p> <p>三 認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する食品製造業者等の委託を受けて、認定計画又は認定地域産業資源活用支援事業計画に従つて施設の整備を行うこと。</p> <p>四 認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあつせんを行う</p>	<p>二 認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する食品等製造業者等に対し、必要な資金のあつせんを行う</p>

۱۵۰

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号	第二十五条第一項	第二十三条第一項 、第二十四条及び 第二十五条第一項	第十九条第一項		前条第一号に掲 げる業務
この節	掲げる業務	第十七条各号に 掲げる業務	第十七条第一号 に掲げる業務	第十七条第一号 に掲げる業務	前条第一号に掲 げる業務
資源活用事業促進法	この節若しくは地域産業 事業促進法第十二条第一 項各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業 務又は地域産業資源活用 事業促進法第十二条第一 項各号に掲げる業務	第一項第一号に掲げる業 務及び地域産業資源活 用事業促進法第十二条第 一項第一号に掲げる業務	う。）第十二条第一項第 一号に掲げる業務	前条第一号に掲 げる業務

۱۷۰

五
2 前各号に掲げる業務に附帶する業務を行うこと。
前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

三号	第二十条第一項第 十一条第一項第一号	第十八条第一項、 第十九条及び第二 十条第一項第一号	第十二条各号に 掲げる業務	第十二条各号に 掲げる業務	第十二条第一号に 掲げる業務	第十四条第一項	前条第一号に掲 げる業務
この章							前条第一号に掲 げる業務
							前条第一号に掲 げる業務
資源活用事業促進法	この章若しくは地域産業 事業促進法第十二条第一 項各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業 務又は地域産業資源活用 事業促進法第十二条第一 項各号に掲げる業務	第一項第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる 業務及び地域産業資源活 用事業促進法第十二条第 一項第一号に掲げる業務	う。）第十二条第一項第 一号に掲げる業務	（平成十九年法律第三十 九号。以下「地域産業資 源活用事業促進法」とい う。）第十二条第一項第 一号に掲げる業務	活動の促進に関する法律 及び中小企業による地域 産業資源を活用した事業

第三十二条第一号		
第三十二条第三号	項	第二十三条第一
第二十四条	地域産業資源活用事業促進法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項	地域産業資源活用事業促進法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）	（食品流通構造改善促進法の特例）
<p>第二十条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（地方公共団体を除く。次号において「食品等製造業者等」という。）が行う承認地域経済牽引事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>（削る。）</p>	<p>第二十条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（地方公共団体を除く。次号から第四号までにおいて「食品製造業者等」という。）が行う承認地域経済牽引事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>二 食品製造業者等が行う承認地域経済牽引事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該承認地域経済牽引事業に参加すること。</p> <p>三 承認地域経済牽引事業を行う食品製造業者等の委託を受けて、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設の整備を行うこと。</p> <p>四 承認地域経済牽引事業を行う食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>
<p>2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適</p>	<p>2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適</p>

正化に關する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

三号	第二十条第一項第	第十四条第一項						前条第一号に掲げる業務
この章	第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条第一号	に掲げる業務	第十二条第一号	に掲げる業務	第一号に掲げる業務	第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)。以下「地域経済牽引事業促進法」という。
牽引事業促進法	この章若しくは地域経済	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十条第一項各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進法第二十条第一項各号に掲げる業務	第一号に掲げる業務	第一号に掲げる業務	第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)。以下「地域経済牽引事業促進法」という。

第三十二条第三号

第二十四条

地域経済牽引事業促進法

第二十条第二項の規定に

より読み替えて適用する

第二十四条

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）	（食品流通構造改善促進法の特例）
<p>第十一条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する認定農商工等連携事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>（削る。）</p>	<p>第十一条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十二条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（以下「食品製造業者等」という。）が実施する認定農商工等連携事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p>
<p>二 認定農商工等連携事業を実施する食品等製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。</p> <p>三 前一号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適</p>	<p>二 認定農商工等連携事業を実施する認定農商工等連携事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定農商工等連携事業に参加すること。</p> <p>三 認定農商工等連携事業を実施する食品製造業者等の委託を受け、認定農商工等連携事業計画に従つて施設の整備を行うこと。</p> <p>四 認定農商工等連携事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適</p>

正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項		前条第一号に掲げる業務	
第十九条第一項		前条第一号に掲げる業務	
第三号	第二十五条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務
この節	第二十三条第一項 、第二十四条及び 第二十五条第一項 第一号	第十七条规定号に 掲げる業務	前条第一号に掲げる業務
関する法律	この節若しくは中小企業 者と農林漁業者との連携 による事業活動の促進に 関する法律	第十七条各号に掲げる業 務又は中小企業者と農林 漁業者との連携による事 業活動の促進に関する法 律第十条第一項各号に掲 げる業務	前条第一号に掲げる業 務及び中小企業者と農 林漁業者との連携による 事業活動の促進に関する 法律第十条第一項第一号 に掲げる業務

第十三条第一項		前条第一号に掲げる業務	
第十四条第一項		前条第一号に掲げる業務	
三号	第二十条第一項第 一項	第十二条各号に 掲げる業務	前条第一号に掲げる業 務及び中小企業者と農 林漁業者との連携による 事業活動の促進に関する 法律第十条第一項第一号 に掲げる業務
この章	第十九条第一項、 第二十条第一項第二 号	第十二条各号に 掲げる業務	前条第一号に掲げる業 務及び中小企業者と農 林漁業者との連携による 事業活動の促進に関する 法律第十条第一項第一号 に掲げる業務
関する法律	この章若しくは中小企業 者と農林漁業者との連携 による事業活動の促進に 関する法律	第十二条各号に掲げる業 務又は中小企業者と農林 漁業者との連携による事 業活動の促進に関する法 律第十条第一項各号に掲 げる業務	前条第一号に掲げる業 務及び中小企業者と農 林漁業者との連携による 事業活動の促進に関する 法律第十条第一項第一号 に掲げる業務

			第三十二条第一号
	項		第二十三条第一
第三十二条第一号	第二十四条	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第二項の規定により読み替えて適用する第二十	三条第一項

改 正 案	現 行
（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）	（食品流通構造改善促進法の特例）
<p>第十一條 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する認定生産製造連携事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>（削る。）</p>	<p>第十一條 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（以下この項において「食品製造業者等」という。）が実施する認定生産製造連携事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p>
<p>二 認定生産製造連携事業を実施する食品等製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の</p>	<p>二 食品製造業者等が実施する認定生産製造連携事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定生産製造連携事業に参加すること。</p> <p>三 認定生産製造連携事業を実施する食品製造業者等の委託を受け、認定生産製造連携事業計画に従つて施設の整備を行うこと。</p> <p>四 認定生産製造連携事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の</p>

中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

下欄に掲げる字句とする

				読み替えて適用する場合 を含む。）
第二十三条第一号				
第十九条	同項		第十八条第一項	第十八条第一条第二項（利用促進法第十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）
合を含む。）	第十九条（利用促進法第十一條第二項の規定により読み替えて適用する場	第十八条第一項		

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）

（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）</p> <p>第十五条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。次号において同じ。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業（認定研究開発・成果利用事業計画に従つて実施される研究開発・成果利用事業をいう。以下この章において同じ。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p>	<p>（食品流通構造改善促進法の特例）</p> <p>第十五条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。以下この項において同じ。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業（認定研究開発・成果利用事業計画に従つて実施される研究開発・成果利用事業をいう。以下この章において同じ。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p>
<p>二 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定総合化事業又は当該認定研究開発・成果利用事業に参加すること。</p> <p>三 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者の委託を受けた、認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に</p>	

従つて施設の整備を行うこと。

二 (略)

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の

中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務
第十九条第一項	前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十七条第一号	第十七条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務
第二十三条第一項 、二十四条及び	

四 (略)

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の

下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務
第十四条第一項	前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十二条第一号	第十二条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務
第十八条第一項、 第十九条及び第二 十条第一項第一号	
第十二条各号に掲げる業務	
第十七条各号に掲げる業務	
第十七条各号に掲げる業務	
第二十三条第一項 、二十四条及び	

第一号	第二十五条第一項	第三号	第二十五条第一項	第三号	第三十二条第二号	第三十二条第二号	この節	この節若しくは地域資源による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務
第二十四条	第三十二条第三号	第二十三条第一項	第二十三条规定	第二十三条第一項	第二十三条第一項	第二十三条第一項	この節	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
する第二十四条	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項	第三十二条第三号	第二十三条第一項	第二十三条第一項	第三十二条第二号	第三十二条第二号	この節	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
する第二十四条	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項	第三十二条第三号	第二十三条第一項	第二十三条第一項	第三十二条第二号	第三十二条第二号	この節	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

			第十九条（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第一項（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）	第十九条（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	同項	第二十三条第二号	第十八条第一項	第十三条第一号
--	--	--	--	---	--	----	----------	---------	---------

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 中央卸売市場その他卸売市場に関すること。</p> <p>九～八十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること。</p> <p>九～八十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>